

令和8年度（令和7年度繰越分）青森県補助事業

訪問介護等サービス提供体制確保 支援事業費補助金 説明資料

青森県 高齢福祉保険課 実施期間：令和8年4月1日 ～ 令和9年2月5日

事業の全体像



① 人材確保体制構築

人手不足の解消・定着促進

- ・研修計画策定・資質向上研修
- ・中山間地域等での広域採用活動
- ・経験年数の短いヘルパーへの同行支援（指導経費）



② 経営改善支援

事業基盤の安定・処遇向上

- ・経営改善コンサルタント・事務臨時雇用
- ・登録ヘルパーの常勤化促進
- ・小規模法人グループの協働化・大規模化
- ・広報活動（HP改修・チラシ）



③ 地域の体制づくり

サービス空白地域の解消

訪問介護事業所が存在しない地域等へのサテライト（出張所）設置に係る初期備品費用及び安定化経費を支援。

補助対象事業所と申請単位のルール

対象となる3つのサービス種別

本補助金は以下の指定事業所が対象です：

- ① 訪問介護事業所（全メニュー対象）
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ③ 夜間対応型訪問介護事業所

※「地域の体制づくり支援（サテライト設置）」のみ訪問介護事業所に限られます。

障がい福祉サービスや、総合事業の訪問型サービスは対象外となります。

申請単位は「法人単位」で一括

申請・請求・実績報告は法人で取りまとめ：

- ・同一法人が複数の事業所を運営している場合は、各事業所分を法人単位で一括作成・提出します。
- ・協働化支援（グループ申請）の場合は、グループ内で代表法人を1者選定し、代表法人がグループ全体分を申請します。
- ・交付方法はすべて実績報告後の「精算払」となります。

事業スケジュールと申請の流れ



メニュー① 人材確保体制構築支援事業



研修体制の構築の支援【基準額：1事業所当たり 10万円】

ヘルパー・介護職員の資質向上・定着促進に資する研修計画の作成・見直し、外部研修受講料、講師謝礼、交通費、教材費等の経費を支援。
(他補助金と重複不可)



中山間・離島地域事業所の採用活動支援【基準額：1事業所当たり 30万円】

中山間地域等・離島等地域に所在する事業所が、当該地域外の求職者を確保するため行う採用活動において、地理的条件等により発生するかかり増し経費を補助。



経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援【基準額：30分未満：1回 3,500円／30分以上：1回 5,000円（1人最大30回まで）】

経験の浅い新人等に同行して実践的指導を行う先輩ヘルパーの給与相当分を支援。

同行支援事業：新人育成の手厚い支援

30回/人

新人ヘルパー1人当たりの支援上限

(最大150,000円/30分以上×30回の場合)

☑算定要件と確認書類のポイント

対象となるヘルパー：原則、実務経験1年未満の者。

※他事業所で経験があっても「1年以上のブランク」がある方や、「外国人介護職員」も対象に含まれます。

雇用条件：雇用契約期間が「半年以上」の職員が対象（単発バイトや無契約インターンは対象外）

実績の確認方法：サービス提供記録（新人名で記録、指導内容・同行者の記載あり）および勤務シフト表（同一時間帯に両名が勤務）にて総合的に審査されます。

※先輩ヘルパーのサービス提供に新人ヘルパーが同行する場合は補助対象になりません。

メニュー② 経営改善支援事業の概要

支援種目	対象となる取組・主な経費	補助基準額
経営改善の支援	経営基盤強化や加算新規取得に向けた専門コンサルタント委託費、または指定申請・報酬請求等を行う事務臨時職員の雇用経費	1事業所当たり 40万円
登録ヘルパー等の 常勤化の促進支援	非常勤・登録ヘルパーの常勤化に伴い発生する賃金差額や法定福利費（退職に伴う新規常勤雇用を含む）。	1人月10万円（最長3ヶ月） 上限：1人当たり 30万円
介護人材・利用者確保 広報活動支援	ホームページの開設・リニューアル、採用・PR用チラシやパンフレットの作成・印刷、ポスティング委託費用、求人広告掲載料	1事業所当たり 30万円

小規模法人等の協働化・大規模化の支援

事業者グループの要件

県内の小規模法人を中心とする複数法人の連携グループが対象（同一法人グループ内の連携は不可）：

以下のいずれかに該当する小規模法人が中核となること：

- ① 1法人当たり1事業所のみ運営する法人
- ② R7年度の月間延べ訪問回数が概ね200回以下の月がある
- ③ 職員数が常勤換算で平均5人以下
- ④ 事業所が全て中山間・離島等地域に所在

補助上限額と対象取組

補助上限額（1事業者グループあたり）：

- ・ 上記④の中山間地域等の法人を含む場合：**200万円**
- ・ 上記④の法人を含まない場合：**150万円**

対象経費の例：

合同採用・共同研修、人事管理・請求システムの共通化、物品の共同購入、協働化に伴うICTインフラ整備など。

メニュー③ 地域の体制づくり支援事業

対象地域：3町村限定

訪問介護事業所が存在しない地域への展開を支援：

令和8年4月1日時点で訪問介護サービス事業所が存在しない以下の3町村へのサテライト（出張所）設置に特化しています：

外ヶ浜町・西目屋村・新郷村

※対象サービスは「訪問介護事業所」のみとなります。

設置初期＋経営安定化の2段階補助

サテライト1箇所当たりの基準額：

(ア) サテライト導入初期費用：**150万円**
備品購入費（原付等を含む。自動車・土地建物購入は対象外）など

(イ) 導入後の経営安定化支援：**100万円**
一定期間の建物賃借料、事業所の改修費など

⇒ 合計最大 250万円 / 1箇所の支援が可能

申請・実績報告の手続きと財産管理

段階	提出書類（様式）	期限・特記事項
交付申請時	・ 交付申請書（第1号様式） ・ 事業所別申請額一覧、所要額調書 ・ 事業計画書（実施内容・積算内訳） ・ 振込口座確認書類（通帳写し）	法人単位で一括提出 ※取下期日は交付決定から14日以内
事業変更・中止	・ 変更承認申請書（第2号様式） ・ 中止（廃止）承認申請書（第3号様式）	事業内容を大幅に変更する場合や中止時は事前の知事承認が必要
実績報告時	・ 完了（廃止）実績報告書（第7号様式） ・ 事業所別精算額一覧、精算書、支出額内訳 ・ 領収書等の写し（金額・日付・品目明記） ・ 同行支援実績報告書 （経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援を実施した場合）	令和9年2月5日 必着 ※仕入控除税額確定時も要報告
財産管理・保存	・ 財産管理台帳（第4号様式）※単価50万円以上 ・ 帳簿等の備え付けと保存	関係書類・帳簿は令和9年4月1日から5年間保存義務



↑申請フォームはこちら

ご質問・お問い合わせ

制度の詳細や個別要件についてのご相談は下記担当までお問い合わせください。

※お問い合わせの際は、県HP掲載の質問票をメールで送信してください。

青森県 健康医療福祉部 高齢福祉保険課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

☎: 017-734-9297 | 介護事業者グループ

✉: kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp